

特定非営利活動法人 ウエルケアはるいいろ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ウエルケアはるいいろという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県板野郡上板町西分字カヤノ40番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども、障がい者及び高齢者が心豊かな日常生活を営むことができる社会を実現するための地域福祉活動及び啓発事業等を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障がい児者の相談支援事業
 - ② 障がい児者の社会参加促進事業
 - ③ 子どもの健全育成事業
 - ④ 地域住民の福祉活動参加促進事業
 - ⑤ 障がい者福祉団体へのサポート事業
 - ⑥ 成年後見人制度の活用・支援に関する事業
 - ⑦ この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会における議決権を有する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、事業を財政的に支援する個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 15 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

- 第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

- 第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

- 第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

- 第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

- 第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

- 第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

- 第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

- 第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場

合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもつて招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもつて、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じること

ができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに記載して行う。

第 10 章 雜則

（細則）

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 井後 浩二
副理事長 花垣 あけみ
理事 野田 明見
監事 立石 淳子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 なし
 - (2) 年会費
 - ア 正会員 ・・・・・・年会費 1 口 5,000 円を 1 口以上
 - イ 賛助会員 ・・・・・・年会費 1 口 3,000 円を 1 口以上

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 ウエルケアはるいろ

役職名	氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事	井後浩二		無
理事	花垣あけみ		無
理事	野田明見		無
監事	立石淳子		無

設立趣旨書

1 趣旨

今日の社会において、少子高齢化の進展、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などにより、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、多様な課題が顕在化しています。貧困、虐待、不登校、発達の偏りなど、様々な困難を抱える子どもたちが増加しており、彼らが健やかに成長できる環境を整備することは喫緊の課題です。

また、高齢者や障がいを持つ方々においても、地域における孤立、社会参加機会の不足、適切な支援サービスの不足といった問題が依然として存在しており、特に障がいのある方、そしてそのご家族が抱える困難は多岐にわたります。誰もが安心して暮らし、それぞれの能力を発揮できる共生社会の実現には、一層の福祉の増進と、多様性を尊重する社会の構築が不可欠です。

このような課題に対応するため、私たち「ウェルケアはるいろ」は、

- 障がい者や高齢者が安心して暮らせる社会
- 子どもが夢を持って育つことのできる社会
- 地域全体で支え合う共生社会

の実現を目的としています。

今まで任意団体「チーム HARU」として子ども食堂サポート、障がい児者の社会参加促進活動、地域の多世代交流活動、ボランティアの育成活動などに取り組んでまいりました。

しかし、任意団体では財産や契約の管理を代表者個人名義で行わざるを得ず、対外的な信用や責任の明確化に課題がありました。組織としての責任体制やガバナンスを整備し、事業運営の安定と透明性を確保することで、地域社会に根ざした持続的な活動を行うことが出来ると感じています。そのため、NPO法人として法人格を取得し、社会的信頼のもとに安定的な事業を強く推進して参りたいと思っています。

2. 設立に至る背景

これまで私たちは、ボランティアサークル「チーム HARU」を令和3年9月に設立し、コロナ禍の中で経済的に苦しい家庭に育つ子ども、障がい児者の社会参加支援として事業運営をしてきました。

令和4年度から令和7年度においては、県内民間福祉団体を支える助成金を利用し、事業を運営してきました。当初は3名で始めた活動でしたが、現在はボランティアの高校生を含め15名を超える支援者が活動しています。この活動に賛同している仲間は、福祉関係の見識が深いものが多く社会福祉士、保育士、看護師などの資格を有し、現在のこの地域にある様々な課題に対し熱い思いで取り組んでいます。

地域のボランティア活動を通して、子ども食堂の運営に携わる中で、支援を必要とする家庭の多さに直面しました。また、高齢者の社会参加活動を通じて、地域での孤立が深刻であることを痛感してきました。障がいのある人たちが支援の不足や情報不足に苦しんでいる現状を目の当たりにし、包括的なサポートの必要性を強く感じていました。

また、障がい者の家族の「親亡き後」の問題や「8050問題」、支援の継続に大きな不安を抱えていることなど個別の支援だけでは解決しきれない構造的な課題が存在することを認識し、より継続的かつ包括的な支援を提供できる組織の必要性を強く感じてまいりました。

3. 活動の内容

本法人は、上記の趣旨に基づき、以下の特定非営利活動を行います。

(1) 障がい児者の相談支援事業

- ・障がいのある方、家族への相談支援、情報提供
- ・地域社会における障がい理解促進のための啓発活動

(2) 障がい児者の社会参加促進事業

- ・療育支援、居場所づくり、社会参加促進活動

(3) 子どもの健全育成事業

- ・子ども食堂、居場所づくりサポート活動
- ・子どもの権利擁護に関する啓発活動、相談支援

(4) 地域住民の福祉活動参加促進事業

- ・地域住民に対する福祉に関する情報提供、相談支援、ボランティア育成

(5) 障がい者福祉団体へのサポート事業

- ・その他の困難を抱える方の居場所づくり、交流促進、外出支援

(6) 成年後見人制度の活用・支援に関する事業

- ・障がい者家族の「親亡き後」に対するサポート活動
- ・法人による成年後見人事業

(7) この法人の目的を達成するために必要な事業

これらの事業を通じて、私たちは、地域住民、行政、各種団体との連携を密にし、地域全体で子どもたちを育み、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に貢献してまいります。

4. 設立による効果

本法人の設立により、以下の効果が期待されます。

- ・障がいのある子どもを持つ家族が孤立することなく、必要な情報を得て安心して

子育てができる環境を整備します。

- 困難を抱える子どもたちへの継続的かつきめ細やかな支援が可能となり、彼らの自己肯定感の向上と健やかな成長を促進します。
- 地域における福祉ニーズに応じた多角的な支援を提供することで、高齢者や障がいを持つ方の生活の質の向上、社会参加の促進に貢献します。
- 地域住民の福祉への意識、特に多様性への理解を深め、地域全体で支え合う共助の精神を育みます。
- 行政や関係機関との連携を強化し、より効果的かつ効率的な支援ネットワークを構築します。
- 成年後見人制度を活用し、法人による個別の支援を実施することで、高齢者、障がい者の地域生活を支えるよう努めます。

5. 結び

私たちは、特定非営利活動法人「ウェルケアはるいろ」の設立を通じて、地域社会の福祉の発展に寄与し、すべての子どもたちが希望を持って未来を切り拓ける社会、障がいの有無、年令にかかわらず誰もが自分らしく輝ける共生社会の実現に向けて全力を尽くす所存です。皆様のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願ひ申し上げます。

これまでの履歴

令和3年9月 「チーム HARU」 地域の子ども食堂のサポートを行うボランティア団体設立

令和4年4月 障がい児者施設、地域マルシェなどのイベントへ参画

令和4年4月 徳島県福祉基金助成金を活動資金とする

令和5年5月 新型コロナ感染症5類移行後、子どもの居場所事業サポートを開始

令和6年4月 ボランティア育成活動の開始

令和7年12月 「ウェルケアはるいろ」設立総会開催

令和 7年 12月 21日

特定非営利活動法人 ウェルケアはるいろ

設立代表者

井後 浩二

令和7年度事業計画書

法人設立の日から 令和8年 3月31日まで

特定非営利活動法人 ウエルケアはるいろ

1 事業実施の方針

設立初年度は、法人の基盤を確立し、地域社会への周知を図るとともに、当法人の根幹である「子どもの健全育成事業」に注力し、実績を積み上げることを目標とします。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
① 障がい児者の相談支援事業	本年度の実施予定なし					
② 障がい児者の社会参加促進事業	本年度の実施予定なし					
③ 子どもの健全育成支援事業	子ども食堂にキッチンカーで出店して飲食物の提供を支援する	1月～3月の間	徳島県北部地域	延べ30人程度	子ども、その家族、障がい児者、高齢者、地域住民 200人	15
④ 地域住民の福祉活動参加促進事業	本年度の実施予定なし					
⑤ 障がい者福祉団体へのサポート事業	本年度の実施予定なし					
⑥ 成年後見人制度の活用・支援に関する事業	本年度の実施予定なし					
⑦ この法人の目的を達成するために必要な事業	本年度の実施予定なし					

令和8年度事業計画書

令和8年 4月1日 から 令和9年 3月31日まで

特定非営利活動法人 ウエルケアはるいいろ

1 事業実施の方針

法人の基盤を整備し、「子どもの健全育成事業」を年間計画に基づき実施する。また、障がい児者支援事業、福祉増進事業のニーズ把握を行い、定期的な相談会などを実施していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
① 障がい児者の相談支援事業	障がい児者の本人、家族からの相談を受け、地域生活のサポートを行う。	年4回	未定	3人	障がい児者、その家族 15人	10
② 障がい児者の社会参加促進事業	本年度の実施予定期なし					
③ 子どもの健全育成支援事業	子ども食堂にキッチンカーで出店して飲食物の提供を支援する	10月～3月の間	徳島県北部地域	延べ30人程度	子ども、その家族、障がい児者、高齢者、地域住民 1200人	256
④ 地域住民の福祉活動参加促進事業	本年度の実施予定期なし					
⑤ 障がい者福祉団体へのサポート事業	職員向け研修会の企画運営	年2回	未定	3人	施設職員 60人	60
⑥ 成年後見人制度の活用・支援に関する事業	実施準備予定期					
⑦ この法人の目的を達成するために必要な事業	本年度の実施予定期なし					

令和7 年度 活動予算書
法人成立の日から 令和8年 3月31日まで

特定非営利活動法人 ウエルケアはるいろう
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	15,000	
賛助会員受取会費	0	15,000
.....		
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
.....		
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
.....		
4 事業収益		
事業収益	0	0
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
.....		
経常収益計(A)		15,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	0	
.....		
人件費計	0	
(2)その他経費		
旅費交通費	0	
材料費	4,000	
消耗品費	3,000	
車輌費	3,000	
通信運搬費	0	
水道光熱費	2,000	
印刷製本費	0	
賃借料	3,000	
保険料	0	
諸謝金	0	
委託費	0	
会議費	0	
雑費	0	
.....		
その他経費計	15,000	
事業費計		15,000
2 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
.....		

人件費計	0	
(2)その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....		
その他経費計	0	
管理費計	0	
経常費用計(B)		15,000
当期経常増減額(A-B)		0
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
.....		
経常外収益計(C)		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正益		
.....		
経常外費用計(D)		0
当期正味財産増減額(E) = (A-B) + (C-D)		0
設立時正味財産額(F)		0
次期繰越正味財産額(E+F)		0

令和8年度 活動予算書
令和8年 4月 1日 から 令和9年 3月31日まで

特定非営利活動法人 ウエルケアはるいろ
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費	50,000	
正会員受取会費	0	50,000
賛助会員受取会費		
.....		
2 受取寄附金	30,000	
受取寄附金	0	30,000
施設等受入評価益		
.....		
3 受取助成金等	250,000	
受取民間助成金		250,000
.....		
4 事業収益	0	0
事業収益		
5 その他収益	0	
受取利息	0	
雑収益	0	
.....		0
経常収益計(A)		330,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	0	
.....		
人件費計	0	
(2)その他経費		
旅費交通費	65,000	
材料費	35,000	
消耗品費	30,000	
車輌費	6,000	
通信運搬費	0	
水道光熱費	0	
印刷製本費	0	
賃借料	120,000	
保険料	10,000	
諸謝金	50,000	
委託費	0	
会議費	10,000	
雑費	0	
.....		
その他経費計	326,000	
事業費計		326,000
2 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
.....		

人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計(B)			326,000
当期経常増減額(A-B)			4,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計(C)			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正益			
.....			
経常外費用計(D)			0
当期正味財産増減額(E) = (A-B) + (C-D)			4,000
前期繰越正味財産額(F)			0
次期繰越正味財産額(E+F)			4,000